

## 【イギリス】EU 離脱をめぐる立法動向

海外立法情報課 田村 祐子

\* 欧州連合（EU）へ離脱を通知するには議会承認が必要との最高裁判決を受け、2017年3月16日、離脱通知の権限を首相に与える「EU離脱通知法(European Union (Notification of Withdrawal) Act c.9)」が成立した。これまでの動向と法案の審議過程を紹介する。

## 1 EU 離脱への議会承認をめぐる経緯

## (1) 裁判所の判断

2016年6月23日に行われた、EU残留か離脱かを問う国民投票で、英国国民は離脱を選択した。EUとの離脱交渉開始には、EU条約第50条に基づき、イギリスからEUへの離脱通知が必要だが、この時点では、議会による承認が必要という主張と、議決を要せずに政府は手続を進められるという主張があり、離脱までの手続に曖昧さが残っていた。

その後、残留を支持していた市民が議会による承認を求めて政府を訴えたことで、議会承認の要否に関する判断は司法の手に委ねられることとなった。まず、高等法院は、2016年11月3日、政府が離脱手続を開始するには、議会承認が必要との判決を下した（本誌270-1号（2017年1月）p.26参照）。この結果を受け、議会承認を経ずにEUとの離脱交渉に進みたい政府は、議会承認が不要な「国王大権」が政府に委任されていること等を理由に、最高裁に上訴した。最高裁では、12月5日から8日まで審理が行われ、2017年1月24日に判決が下された（注1）。最高裁の11人の判事のうち8人がEUへの離脱通知には議会承認が必要との高等法院の判断を支持し、国王大権を行使できるとの政府の主張を退けた。イギリスのEU加盟の根拠は、議会が欧州共同体加盟を認めた1972年欧州共同体法（European Communities Act 1972 c.68）である。高等法院は、EUからの離脱とはすなわちこの法的根拠を撤廃することであり、そのためには、議会での新たな立法が必要との見方を示しており、最高裁もその考えを支持した。

## (2) EU 離脱通知法案提出と政府の動き

政府は、立法手続と並行して、離脱へ向けた計画を進めてきた。テリーザ・メイ（Theresa May）首相は、1月17日に演説を行い、単一市場からの撤退や移民制限、EU司法裁判所からの脱退等、離脱交渉における12項目の優先事項を示しており、最高裁判決の翌日25日には、政府の離脱計画を白書として議会に示すと発表した。続く1月26日、政府はEUへ離脱を通知する権限を首相に与えるEU離脱通知法案（注2）を迅速に作成し、下院に提出した。2月2日には、「英国のEU離脱と新たなパートナーシップ」と題する白書を公

表 EU 離脱をめぐる主なできごと

2016年6月23日	国民投票
11月3日	高等法院判決
2017年1月17日	メイ首相演説
1月24日	最高裁判決
1月26日	EU離脱通知法案下院提出
2月2日	離脱計画白書公表
2月8日	下院原案可決 上院審議開始
3月7日	上院修正案可決
3月13日	下院再審議原案可決 上院原案可決
3月16日	女王裁可

（出典）筆者作成。

表し、首相演説で示した 12 項目に対する説明を補強した。白書公表には、法案の迅速な成立に向けて、議会軽視との批判をかわし、与党内の反対票を最小限に抑え込む狙いがあったとみられる。

## 2 EU 離脱通知法案の内容と審議経過

### (1) EU 離脱通知法案の内容

法案は、以下のとおり、全 2 か条の極めて簡潔な内容である。

#### 第 1 条 EU からの離脱を通知する権限

第 1 項 英国首相は EU 条約第 50 条第 2 項に基づき、英国が EU から離脱する意思を通知することができる。

第 2 項 この条は、1972 年欧州共同体法又はその他の法に基づき発せられたいかなる規定にもかかわらず効力を持つ。

第 2 条 この法律は、2017 年欧州連合離脱通知法として引用される。

### (2) 審議経過

1 月 26 日に下院に提出された法案は、まず、2 月 8 日の下院決議で、494 票対 122 票の大差で原案どおり可決された。与党保守党は 1 名を除く全員が賛成票を投じ、野党第一党である労働党も所属議員の約 4 分の 3 に当たる 162 名の議員が法案を支持した。続く上院では、3 月 1 日と 7 日にそれぞれ修正案を賛成多数で可決した。修正案は、EU 離脱後もイギリス在住の EU 加盟国民に離脱前と同じ権利を保障する方策を交渉の早い段階で示すよう定めるものと、EU との離脱交渉の際、妥結前にその内容について上下両院の承認を得るよう定めるものであった。法案提出当初、政府はブリュッセルで EU 首脳会議が開幕する 3 月 9 日にも離脱通知を行いたい構えとも報じられていたが、この上院での修正案可決により、通知時期がずれ込むこととなった。

両院の意見が対立した場合、イギリスには両院協議会に相当する制度は存在しないため、法案は両院の意思が一致するまで両院間を往復する。上院修正案は下院に回付され、3 月 13 日、審議の結果、否決された。上院は、修正案を再可決して再度下院へ回付することも理論上は可能であったが、実際には同日午後賛成 274、反対 118 で、下院の判断に賛成した。法案は原案どおり、3 月 16 日に女王の裁可を受け、法律として成立した。

## 3 今後の見通し

法律成立により、政府は、3 月 16 日以降いつでも、EU との離脱交渉を開始するための通知を行うことが可能となった。通知時期は、現時点では 3 月末と報じられている。EU との交渉をどのように進めていくのか、今後の動向が注目される。

注（インターネット情報は 2017 年 3 月 16 日現在である。）

(1) R (on the application of Miller and another) (Respondents) v Secretary of State for Exiting the European Union (Appellant) (UKSC 2016/0196) <<https://www.supremecourt.uk/cases/uksc-2016-0196.html>>

(2) House of Commons, “European Union (Notification of Withdrawal) Bill,” 2017.1.26. <<https://www.parliament.uk/pa/bills/cbill/2016-2017/0132/17132.pdf>>